

令和6年9月19日 生活環境委員会 議事録
13時00分 開会

○出席委員 (8人)

委員長 細川 雅子

副委員長 藤川 和弘

委員 北地 範久、豊川 和也、山代 英資、岡 和明、末広 天佑、
日域 究

○欠席委員 なし

○細川委員長 それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから生活環境委員会を開会いたします。

開会に当たり、市長に御挨拶をいただきます。

市長。

○入山市長 生活環境委員会開催ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○細川委員長 議事に入る前に、改めて委員と執行部の皆さんにお願い申し上げます。

委員会での質疑につきましては、会議規則第56条の規定では3回までとなっておりますので、御協力のお願いを申し上げますとともに、再質問の必要がないよう、簡明なる御答弁をあわせてお願い申し上げます。

執行部におかれましては、答弁をされる場合は挙手をしていただき、委員長から指名を受けてください。答弁するときは、課名と職名を名のってから答弁していただきたいと思っております。発言される際には、マイクのスイッチを入れ、マイクに近づいて発言をしていただきたいと思っております。

それでは、議事日程に従って進めさせていただきます。

日程第1、議案第57号令和6年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございました。補足説明はないと聞いております。

それでは、これより、質疑に入ります。

本件に関し、質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

豊川委員。

○豊川委員 よろしく申し上げます。

すみません、生活環境委員協議会と同じような答えなのかもしれないですけども、まず、1つ目なんですけれども、5年間納税義務がないと認識しているとのことなんですけれども、これ、会計事務所のほうも指摘するまで、5年間指摘がなかったんですかというのが1つ目と、2つ目なんですけれども、私も、このマスコミの報道が早かったんですけども、お問合せのほうも何件かあったんですけども、大竹市としては、今後このよう

なことを市民にどうお伝えするのかということが聞きたいです。よろしくお願いします。

○細川委員長 土木課長。

○中司建設部参事兼土木課長事務取扱 土木課長、中司です。

1点目の御質問ですけれども、これは会計事務所も5年間気がつかなかったのだろうかという質問かなと思うんですけれども、これは消費税のインボイス制度が導入されたことを受けて、今年度、令和5年度分についての消費税額は幾らになるかっていうのを算定するために、初めて会計事務所に委託をして行ったものでございまして、インボイス制度導入以前には会計事務所への委託は行っていなかったということで、今回初めて会計事務所に委託して、そういった未申告の指摘を受けたということでございます。

2点目ですけれども、市民の方にどういうふうにお伝えしていくのかということでございます。

9月10日に、生活環境委員協議会において、今回の消費税の申告漏れについての経緯であるとか、原因について説明をさせていただきました。その後マスコミの取材を受け、同様の説明を行った内容が新聞報道されております。

また、消費税の未申告、納税等の必要が生じることが判明しましたので、このたび補正予算案を上程させていただいたところでございます。この補正予算が可決・成立されましたら、消費税については速やかに税務署のほうに申告して、納税を行いたいというふうを考えております。

これについて市民の皆様には、これらの対応を含め、市のホームページでお知らせをしたいというふうに考えております。

以上です。

○細川委員長 豊川委員。

○豊川委員 ありがとうございます。

そうですね、マスコミの報道が先というのは致し方ないのかなと思うんですけれども、今、市のホームページで周知していくということだったんですが、広報おたけのほうにおいては、周知とかはされないんでしょうか。

○細川委員長 土木課長。

○中司建設部参事兼土木課長事務取扱 市のホームページでお知らせをしようと思っております。市の広報に掲載する予定は、今のところありません。

以上です。

○細川委員長 事前に通告を受けた質疑は、以上となります。

他には通告を受けておりませんが、質疑はございますか。

末広委員。

○末広委員 すみません、よろしくお願いします。

今、先ほどの豊川委員の質問で、その会計事務所なんですけれども、今後これに当たって、来年度、再来年度、これはお金がかかる問題で、安い話ではないと思うので、こういうのを受けて、今後どうされるのかなって。

会計事務所に、例えば、何年間かそういうのをお願いしてチェックしてもらおうとか、今

年度だけなのかっていうところ、何か方針がありましたら教えてください。

○細川委員長 土木課長。

○中司建設部参事兼土木課長事務取扱 今回は、消費税の申告を行ううえでの専門的な知識とか経験が職員に不足しとったということでございまして、また、納税までにもう時間がないというようなことから、会計事務所に委託して、申告書の作成をしてもらっております。

来年度以降になりますけれども、申告書の作成等に当たっては、今回の会計事務所に算定してもらった資料を参考に、職員で申告事務を行っていきたいというふうには考えておるんですけれども、その確認事務について、会計事務所等にお問い合わせをする必要がある場合もあるのかなというふうには考えております。

○細川委員長 他に質疑はございませんか。

日域委員。

○日域委員 消費税を納税したことがありそうな方ばかり質問するんですけれどもね。私も一言言ってみたくなりましたんですけれども、今回、インボイスですよね。

インボイスって、要は益税をなくすといいますが、要するに僅かでも差し引きして手元に残らないようにっていうことなんですけれども、今からそうなるから、大竹市のほうは専門家を入れて、ちょっとお願いしますってやったんでしょうかね。

それとも、本来、過去のことを調べてくれてほしいわけではないですよ。5年間というのは、これは時効の関係ですよ。だから時効がもっと長かったら10年でもあるわけなんですけれども、今年とか、最初のことを考えるときに、今までのやつをちょっと見せてって言って見せたら、これは納税義務がありますよっていう話になったんですかね。その辺り、ちょっと教えてほしいなと思います。

○細川委員長 土木課長。

○中司建設部参事兼土木課長事務取扱 今のお話にありましたように、インボイス制度が導入されたことから、令和5年度分の消費税申告が必要になる特別会計があるのかということを確認してもらおう意味で、会計事務所に委託しております。

この業務の中で、港湾施設管理受託特別会計の課税売上高が1,000万円を超えているということで、消費税の申告・納税が必要になるということが分かったものでございまして、これまでの間、港湾施設管理受託特別会計において消費税を申告・納税した経緯がないということから、過去5年分について調査・確認を行ったところ、平成30年度から令和4年度まで、5カ年ですけれども、これについても消費税の申告・納税する必要があるということが分かったものです。

○細川委員長 日域委員。

○日域委員 ありがとうございます。

消費税のことについて、議員として一定の知識があっても悪くはないと思うんですけれども、例えば、この次の議案の契約があるじゃないですか。税抜きで決めますけれども、実際払うときには消費税をオンしますよね。でも、オンした消費税を市はどこから持ってくるかって言ったら、ないんですよ。

だから、公にとって消費税ってものすごく分かりにくい話なんですけれども、でも、この港湾じゃないけれども、市がやっている中に消費税の課税対象になっているものはもともとあちこちにあって、でも、今までは1,000万円という線引きがあったから、納税しなくて済んだんですよ、

今後、今みたいにインボイスになると、小さなところも、僅かな金額でも納税っていうのがあり得るのかなど。それこそごみ処理場の料金も、最近は事業所番号が入ってますけれども、ああいう場合に、大竹市として番号は1本なんですかね。それとも、会計とか事業が違ったら別番号になるんですかね。でも、同じことか。結局は納税ですから、一緒ですよ。1,000万円ないですからね。

この前ちらっと言いましたけど、小さい話ですけども、コピー代ですけども、県のコピー代は消費税込みって書いてあるんです。それで、大竹市の上下水道局のコピー代は非課税って言うんですけども、やっぱりあの辺も、本当は、今までは1,000万円超えるわけないですから関係なかったんでしょうけれども、厳密に言うと、ああいうちまちましたことが、多分、この行政って幅広いですから、隠れてるんだろうなという気はしますけれどもね。

何かあったら言ってください。本当に消費税ってへんてこりんな税金だと、私は思っています。だから、ミスがあってもある意味しようがないところがあるなと思うんですけども。何か答弁をお願いできますか。

○細川委員長 財政係長。

○中野企画財政課課長補佐兼財政係長 企画財政課財政係長の中野でございます。

企画財政課のほうでインボイス関係の総括をしておりますので、私のほうから答えさせていただきます。

消費税法上、地方公共団体におきましては、会計ごとに1法人としてみなすこととされてますので、会計ごとに、必要があれば申告をしなければならないという形になります。

このうち、一般会計につきましては、これも消費税法上、売上げの消費税額と仕入れの消費税額、収入の消費税額と支出の消費税額を同額とみなすという特例がありますので、一般会計については申告義務がないという形となっております。

その他の特別会計は、これまで課税売上高が1,000万円以下であったので、免税事業者ということで、申告義務がなかったということでございます。

簡単ですが、以上です。

○細川委員長 日域委員。

○日域委員 いや、私は別に追及しているわけではないですからね。消費税って面白いでしょうというのが言いたいんですけども、例えば、1,000万円という足切りがなくなったら、あることにおいては、僅かな金額だけど、それぞれ、今、会計が違ったら別事業みたいに言われましたけど、結構、1つの自治体があれば、何かちまちまと申告したりすることが今からは発生するのかなと思ったりしますが、それはしようがないですよ。そうなるんですよ。

○細川委員長 財政係長。

○中野企画財政課課長補佐兼財政係長 委員がおっしゃいましたとおり、インボイスの発行事業者の登録を税務署にした場合は、1,000万円以下であっても、もう課税事業者に自動的に切り替わりますので、申告の義務の必要があれば申告をしなければならないという形になります。

以上です。

○細川委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 他に質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第2、議案第58号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

建設部長。

○山本建設部長 本件につきましては、本会議場で説明させていただきましたが、資料などを使いながら、議案の補足説明を担当より説明させていただきます。

○細川委員長 監理課長。

○建石監理課長 監理課長の建石です。

それでは、配付している資料に基づいて説明をいたします。

資料は全部で資料1、資料2、資料3の3つがあります。

まず、監理課のほうから資料1と資料2を説明し、後ほど福祉課から資料3を説明いたします。

まず、資料1ですが、契約予定会社である株式会社三洋技建の会社概要です。

上側に、三洋技建から提出された資料とホームページから抜粋した会社概要を下側に、公共工事等実績検索システムから抜粋した工事实績を記載しています。

まず、上側の会社概要ですが、所在地は大竹市立戸4丁目1番47号、代表者は谷岡茂。昭和34年7月22日に会社を設立しており、資本金は7,500万円です。

資料の下側の工事实績は、入札時の施工実績要件としておりました延べ床面積900平方メートル以上の建築一式工事を記載しています。

続きまして、資料2の入札調書です。ホームページなどで公開しているものです。

入札は9月9日に一般競争入札を執行したところ、株式会社三洋技建の1者による入札でした。予定価格につきましては、落札率の低下、業者の積算能力の向上を期待しまして、契約締結後に公表する事後公表としております。

以上で、資料1と資料2の説明を終わります。

○細川委員長 福祉課長。

○井上福祉課長 福祉課長の井上です。

それでは、本議案に関しまして、福祉課からも補足説明させていただきます。

大竹保育所改修工事につきましては、昨年9月8日に開催されました生活環境委員協議会におきまして、大竹保育所改修設計業務の基本設計部分について、当時は業務実施中ではございましたが、その時点での概要について御説明させていただきました。

その後、令和5年度に基本設計と実施設計が完了しておりますので、その概要につきまして、前回の説明と重複する部分もありますが、改めてその概要を担当より説明させていただきます。

○細川委員長 児童係長。

○山田福祉課課長補佐兼児童係長 児童係長の山田です。よろしくお願ひします。

先ほど課長が申しましたとおり、これから改修工事へと進んでまいりますので、最終的な実施設計図面及び今後のスケジュールについて、再度、皆様にこの場を借りて御説明をさせていただきますと思います。

まず、概要についてでございます。令和4年11月7日から令和5年度末において、履行期限といたしまして設計業務を行いました。今回お示ししていますのは、実施設計業務の完成品の一部である配置図及び平面図等でございます。

改修工事に合わせて、大竹中学校敷地内の駐車場整備も行う計画でございます。

付近見取図を別紙1として添付しておりますので、位置等の御確認をお願いできたらと思ひます。

続きまして、内容に入らせていただきますが、2番の改修工事の基本的事項でございます。こちらにつきましては、昨年の説明と変わりありませんが、再度、項目だけ御説明させていただきます。

内装・外装・照明・給排水・空調設備等の全面的なリニューアルを含めた大規模改修、大竹中学校側に事務所棟の増築、大竹中学校駐車場のスペースの一部を保護者用送迎用駐車場として活用、この3点でございます。

続きまして、設計図面でございます。

まず、1階部分でございますが、別紙2もあわせて御覧いただければと思ひます。

昨年の説明と大きく変更する部分はあまりないのですが、繰り返しの部分が多くございますが、御了承いただければと思ひます。

事務所棟、こちらの緑色の部分を木造平家建てといたしまして、事務室から園庭・保育室を見渡せる配置とさせていただきます。事務所棟には会議室・教材庫・倉庫などを設けます。

そのすぐ右側になります大竹中学校側に、おおむね8メートル掛ける8メートルのトラックを設けます。現在のトラックは10メートル掛ける9メートルですので、現在より若干狭くはなりますが、ここについては現場の所長含めて保育士からも、可能な限り園庭を取っていただきたい、トラックを取っていただきたいという要望がありましたので、限られた状況の中でできるだけトラックを大きく確保させていただくように、最大限調整をさせていただきます。

続いて、紫色の部分でございますが、2歳クラスの中に便所を設けることにさせていただきました。また、元事務所があった場所を多目的保育室、こちらで言うと改修後の下の赤色部分になりますが、こちらを保育スペースとして活用できるようにいたしました。将来的には障害児に対するサービス等の利用についても検討できたらなというふうな思いも込めて、ここを多目的保育室という形で改修をさせていただきます。

黄色の部分でございます。給食室の床面積につきましては、衛生上の観点から、下処理室・調理室・洗浄室・配膳室と明確にエリア分けをしたことなどによりまして、床面積が大幅に増加をしております。約90平方メートルに広がっております。

また、調理器具の更新であるとか設備の改修等も全面的に行い、衛生面の向上を図るためにドライ方式に変更するなど、そういった対策もさせていただいております。

続いて、園庭の遊具についてでございますが、下側、改修後の青色部分でございますが、こちらも全て更新をさせてもらいたいと考えております。

その部分の左側部分になりますが、現在のプール、これを撤去し、撤去後のスペースを水浴びテラスとして整備をいたします。

また、真ん中辺り、渡り廊下屋根設置というふうに書かれておりますが、現在、開放廊下になっている部分ですが、その屋根を更新し、事務所棟と屋根でつなぐような形にしたいと思います。

メインの出入口でございますが、大竹中学校側といたしまして、サブを現在の出入口側、山側とします。両方から出入りができるようにするとともに、セキュリティ確保のために電子錠をメイン・サブ出入口の両方に設けるといふことで考えております。

基本的に、ここまで、大きく昨年と変わるところはございません。

ここには記載しておりませんが、昨年の説明の中で、大竹保育所敷地内にある防災行政無線設備を白石元町1号線側の南から北側に移設するという話もあわせて説明させていただいておりましたが、こちらについては、最終的に実施設計の中で再度検討する中で、移設の費用も結構高額になるというのもございまして、現在の位置に留置したほうがよいと判断をいたしまして、移設を見送ることにさせていただきました。

続きまして、2階部分でございます。別紙3もあわせて御覧いただければと思います。

保育の利便性を高めるため、乳児室部分にある便所の位置、ここで言うと紫色になりますが、そちらの配置を見直し、こちらで言うと衛生面の向上を図るためにドライ方式に変更をしております。便所につきましては、こちらに限らず施設内全ての便所をドライ方式に変更いたします。

乳児室の脱衣・沐浴部分、こちらについては廃止をしまして、より保育士の意見を取り

入れ、調乳室を拡大し、ユーティリティスペースを設ける等のレイアウトの変更も行っております。

また、ここは色をつけておりませんが、遊戯室につきましては、レイアウトの変更は特にございませぬ。

こちらについても、基本的に大きく昨年の説明と変更したところはございませぬ。

続きまして、大竹中学校駐車場の整備についてでございます。別紙4もあわせて御覧いただければと思います。

まず、駐車場台数でございますが、昨年、質問もいろいろいただいたんですが、一応取れる形で60台の台数を確保いたしました。保護者用10台、職員用20台、この30台は必要ということで私たちも話をしておりましたが、それ以外に一応29台、バス専用1台の計60台は確保できるものという形で設計を行っております。

地面につきましてはアスファルト舗装を全部行いまして、区画ラインを引き、雨水排水設備の工事、出入口の工事を行います。

また、この図面のちょうど丸で囲っておりますが、歩行者専用出入口を新設すると書かれておりますが、こちらに新たに歩行者用の入口を設けまして、大竹保育所の出入口までのルートを確認するような形で、今回設計のほうを考えさせていただいております。

最後になりますが、今後のスケジュールについて再度お伝えをさせていただきます。

旧本町保育園への仮移転でございますが、こちらにつきましては、議案で上程させてもらったとおり10月7日に行い、改修工事に入るため、10月中をめどに大竹保育所内の物品の整理等を行う予定で考えております。その後、令和7年12月までの予定ですね、約1年数カ月になろうかと思いますが、改修工事を行う予定で考えております。

改修工事完了後、入所受入体制を十分に整え、今のところ、予定どおり令和8年2月から、改修後の大竹保育所において保育ができるよう進めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ですが、大竹保育所改修事業につきましての説明を終わりにさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○細川委員長 ありがとうございます。

それでは、これより、本件に対する質疑に入ります。

質疑はございませぬか。

岡委員。

○岡委員 すみませぬ、お願ひします。

この案件の入札公告時点での予定価格の制限範囲内というのは、どういったものだったか教えていただけますか。

あと、調査基準価格も設定しておられますけれども、これが幾らだったかということは教えていただけるのでしょうか。

あと、もう1点、駐車場のその他29台というのがあります。これは何を想定しておられますか。お願ひいたします。

○細川委員長 監理課長。

○建石監理課長 予定価格は事後公表となっておりますので、まだ契約締結しておりませぬ

ので、契約が終わり次第、公表いたします。調査基準価格も設定はしておりますが、その段階で公表させていただきたいと思っています。

以上です。

○細川委員長 児童係長。

○山田福祉課課長補佐兼児童係長 駐車場の件についての御質問でした。

その他の29台につきましてですが、ここの駐車場ですが、基本的には学校用地を借りておりますので、学校の利用も多少なりともあることも想定しております。また、保育所のイベント時において保護者が駐めるということもあろうかと思えます。そういったような形で、柔軟に対応してまいりたいと思えます。

以上でございます。

○細川委員長 岡委員。

○岡委員 予定価格の制限の範囲も事後の公表ということで、承りました。ありがとうございました。

○細川委員長 他にございませんか。

豊川委員。

○豊川委員 大竹中学校の駐車場なんですけど、駐車場に入って出る際に、私もちょっとお借りすることもあるんですけど、出るときに右側がちょっと死角になって危ないんですよね。その辺、例えば、出際にランプで表示するとか、そういうミラーを付けたりとか、そういう何か対策というのは、お考えのほうはありますか。

○細川委員長 児童係長。

○山田福祉課課長補佐兼児童係長 出る際に、ちょっと死角になって見えにくいという御指摘があったと思いますが、学校施設でもございますので、学校も含めて、ちょっと対応のほうを考えたいと思えます。よろしくお願ひします。

○細川委員長 豊川委員。

○豊川委員 ありがとうございます。安全はつくっていくものだと思っておりますので、その辺、ぜひ、前向きに検討して、早めの対応をよろしくお願ひします。

以上です。

○細川委員長 他にございますか。

日域委員。

○日域委員 駐車場のことなんですけど、今の質疑、答弁を聞いてましてね。これ、専用ではないのですか。例えば、今、この前の70周年の記念式典とかありましたけど、ああいうときにあそこを使ってできましたよね。そういうことは今後もあるということですか。一応お願ひします。

○細川委員長 児童係長。

○山田福祉課課長補佐兼児童係長 委員おっしゃったとおり、今までも、例えば、アゼリアホールなんかを利用したときに、一時的な駐車場という利用もあったかと思えます。そういったことも想定もしております。

以上です。

○細川委員長 他に質疑はございますか。

山代委員。

○山代委員 ありがとうございます。すみません、もうちょっと詳しく聞かせていただければと思います。

保護者用10台、職員用20台、その他29台とございましたが、その他29台というのは、基本的な使用権っていうのは保育所側にあるんでしょうか、それとも中学校側にあるんでしょうか。

それと、保育所側の出口はスロープになろうかと思ってるんですが、そこら辺も聞かせていただければと思います。お願いします。

○細川委員長 児童係長。

○山田福祉課課長補佐兼児童係長 すみません、使用権という話がちょっと出たんですが、基本的には今回、保育所に伴ってそこを整備するという建前ではございますが、学校の敷地でもありますので、お互いが共有するというようなイメージを持っております。

ただ、基本的には学校側が常時使用するという想定にはないもので、基本的には保育所が使うという感じになろうかと思えます。

スロープは、先ほどの保護者の出入口のところだと思いますが、一応スロープを考えております。

以上です。

○細川委員長 他に質疑はございますか。

副委員長。

○藤川委員 すみません、今の質問の続きなんですけど、ちょっとスロープと歩行者専用出入口新設のところ。スロープっていう、今、答弁だったんですが、すみません、全然イメージがちょっと湧かなくて、もうちょっと詳しく教えていただきたいなと思いつつながら、保護者の方が送り迎えでよく使うと思うんですが、多分、保護者の方って両手が埋まってるし、乳母車も押してるし、何かそういうふうなものをイメージして出入口をつくっていただきたいなと思いつつながらも、ちょっと質問させていただいています。

それと、もう1点、この図面にあります左の交差点。道路が広がるので、もちろん子供たちが、通学路でもありますし、この辺の地域の方にやっぱり信号っていうのが、すごく今まで言われていることだと思いますが、話には出たんでしょうか。その辺のお考えをお願いします。

○細川委員長 児童係長。

○山田福祉課課長補佐兼児童係長 スロープについてでございますが、どうしても道路とこちらの敷地の高低差が若干、ここに生じてしまいますので、基本的には基準を満たしたスロープというか、斜め勾配が若干つくという程度で、ちょっとそこについてはもうどうしようもないというか、この地形上やむを得ないということで考えさせていただいております。

以上です。

○細川委員長 土木課長。

○中司建設部参事兼土木課長事務取扱 土木課長の中司です。

大竹中学校の端っこの駐車場の横の交差点に信号をつけられないのかというお話であろうかと思いますが、特に信号をつけるとか、交通量の関係もありますし、信号機が必要というふうには考えておりません。

○細川委員長 副委員長。

○藤川委員 すみません、ありがとうございます。多分、それでは短めの急なスロープになるんでしょうね。ちょっとその辺を考えてください。

それと、ドアというか、扉みたいなものはあるんですか。保護者の方は何か両手が塞がっているほうが多いと思うんです。つけるんだったら、もう、保護者の方にもちょっと簡単にできるようなドアをつけていただきたいなと思います。

続きでもう1点質問させてください。

小方認定こども園なんかは、今、夏になると日よけのために何か屋根が出るようにちょっと改造してますよね。そういうのは、新しい保育園には何かアイデアがあるんですか。

○細川委員長 児童係長。

○山田福祉課課長補佐兼児童係長 後段部分でお話があった、にじいろこども園に遮光ネットが今ついていると思うんですけど、その話だと思しますので、そちらについて、まず、御答弁させていただきます。

基本的に、特にこの夏、非常にここ数年の夏の暑さというのは異常な状況になっておりまして、やっぱり保育園で活動するのに、遮光ネットはもう必須だというふうを考えております。

小方認定こども園については、ちょっと後づけで遮光ネットを結びつける支柱などを立てたんですが、こちらについては工事のときに遮光ネットをつけるような形の台といいですか、そういったところも含めて、今回整備を考えております。

以上でございます。

○細川委員長 出入口の扉に関してはどうですか。

児童係長。

○山田福祉課課長補佐兼児童係長 すみません、保護者用出入口の扉ですが、一応防犯上の観点がありますので扉をつけますが、基本的に職員が、日中については開けた状態にして最後に閉める、そういった運用になるのではないかと考えております。

以上でございます。

○細川委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、全ての議事が終わりました。

生活環境委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

13時37分 閉会